

津市身分証明事務取扱要綱

平成20年9月19日訓第64号

改正 平成26年10月31日訓第83号

(趣旨)

第1条 この要綱は、身分証明事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「身分証明」とは、本市に本籍を有する者に係る次に掲げる事項についての証明をいう。

- (1) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法の規定による禁治産又は準禁治産の宣告の有無
- (2) 後見登記等に関する省令（平成12年法務省令第2号）第13条の規定による後見の登記の通知の有無
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の通知の有無

(身分証明書)

第3条 身分証明は、身分証明書（別記様式）により行うものとする。この場合において、前条各号に該当する者に係る身分証明は、その旨を明示するため、身分証明書の記載の一部を訂正して行うものとする。

- 2 身分証明書の交付の請求（以下「交付請求」という。）をしようとする者（以下「交付請求者」という。）から申出があったときは、前項の身分証明書に代えて、適宜な方法により身分証明を行うことができる。

(身分証明書の交付)

第4条 交付請求は、書面により申請しなければならない。

- 2 前項の場合において、本人（法定代理人を含む。以下同じ。）以外の者が交付請求しようとするときは、本人の委任状その他これに類する書面を添付しなければならない。
- 3 市長は、交付請求があったときは、成年被後見人、禁治産者、準禁治産者及び破産者（以下「成年被後見人等」という。）の名簿に基づき身分証明書を作成し、交付請求者に交付するものとする。

(名簿の備付け)

第5条 市長は、身分証明事務の処理の基礎とするため、成年被後見人等の名

簿を備えるものとする。

(名簿の作成)

第6条 名簿は、登記所からの後見開始の審判に基づく登記若しくは裁判所からの破産手続開始決定が確定した旨の通知又は本市に転籍した成年被後見人等に係る前本籍地の市区町村長からの通知に基づき、その者の本籍、氏名及び出生の年月日を戸籍簿と照合の上、作成するものとする。

(名簿の記載事項)

第7条 名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 本籍
- (2) 戸籍の筆頭に記載した者（以下「筆頭者」という。）の氏名及び筆頭者でない者については筆頭者との続柄
- (3) 住所
- (4) 氏名及び出生の年月日
- (5) 成年被後見人等の別
- (6) 禁治産若しくは準禁治産の宣告、後見開始の審判に基づく登記又は破産手続開始決定が確定した年月日
- (7) 禁治産若しくは準禁治産の宣告、後見開始の審判又は破産手続開始決定をした裁判所の名称
- (8) 第11条各号に掲げる事項

(記載の修正)

第8条 市長は、名簿に記載されている者について、本市の区域内における転籍、氏名の変更等によりその記載事項を変更する必要がある場合は、職権でこれを修正するものとする。

(名簿の保管)

第9条 名簿は、火災その他の緊急の場合を除くほか、身分証明事務を所掌する課の外に持ち出してはならない。

2 名簿は、書庫に納めて施錠し、その保管を厳重にしなければならない。

(他の市区町村への通知)

第10条 市長は、名簿に記載されている者が他の市区町村に転籍したときは、遅滞なく、その旨を当該転籍地の市区町村長に通知するものとする。

2 市長は、成年被後見人について、新たに名簿を作成したとき、又は名簿の記載を修正したときは、遅滞なく、その旨を住所地の市区町村長に通知するものとする。

3 市長は、成年被後見人について、次条の規定により名簿を閉鎖したときは、遅滞なく、その旨を住所地の市区町村長に通知するものとする。

(名簿の閉鎖)

第11条 市長は、名簿に記載されている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、名簿にその旨を記載し、名簿を閉鎖する。

- (1) 後見開始の審判の取消しの審判又は破産者の復権に係る裁判所の決定の確定
- (2) 他の市区町村への転籍
- (3) 死亡
- (4) 日本国籍の喪失

(閉鎖名簿の保存年限)

第12条 閉鎖名簿は、名簿を閉鎖した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(名簿の保管に関する規定の準用)

第13条 第9条の規定は、閉鎖名簿の保管について準用する。

(名簿の非公開)

第14条 名簿及び閉鎖名簿は、公開しない。

(名簿等の記載事項に関する照会)

第15条 名簿又は閉鎖名簿の記載事項に関する照会には応じないものとする。ただし、他の官公署等からの文書による照会があったときは、この限りでない。

附 則

1 この訓は、平成20年10月1日から施行する。

2 破産法附則第2条の規定による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)の規定による破産の宣告を受けた者は、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた者とみなす。

附 則 (平成26年10月31日訓第83号)

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

別記様式（第3条、第4条関係）

身 分 証 明 書

本 籍 三重県津市

筆 頭 者

本人氏名

生年月日 年 月 日

1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。

1. 後見の登記の通知を受けていない。

1. 破産の通知を受けていない。

上記のとおり証明する。

年 月 日

三重県津市長 （氏 名） 印